

共同親権ってそもそも何？

法改正で何が変わるの？

# 共同親権ってなに？

今年5月、離婚後の共同親権を導入するための法律改正が行われました  
こどもの最善の利益のため、こどもの周りにいる大人たちが  
「共同親権」とは何かを知るための講座です

2024年

講師

日時

11月26日(火)

午後1時30分～3時

会場

上越市市民プラザ 第4会議室

対象

子育て中の人・子育て支援者等

定員

20人(申込順)

申込期間

10/7(月)～定員になり次第×切

保育ルーム

6か月～就学前の子ども対象の  
保育ルームを設けます  
希望者は11/15(金)までに要申込  
●定員7人 ●無料 ●申込順



上越中央法律事務所

田中 篤子 弁護士

## 【講師プロフィール】

2002年一橋大学法学部卒業。2003年司法試験合格。  
2005年に裁判官に任官し、さいたま地裁、岐阜地裁、前橋地  
家裁高崎支部を経て、2014年に弁護士登録。  
現在は、相続や離婚などの家事事件、空き家問題や財産管理  
の案件などを中心に手がける。

## <企画・運営団体の紹介>

### 認定NPO法人マミーズ・ネット

子どもの幸せを願うすべての人々が、地域で支えあって  
子育てしていける社会、子どもも大人も性別にとらわれず  
生きやすい社会を目指して活動をしています

#### <主な活動内容>

- ・子育て応援ひろば「ふう」の運営 ・子育て講座の開催
- ・子育て応援誌「With kids NEWS」発行
- ・上越市こどもセンター(オーレンプラザ/市民プラザ)、  
利用者支援事業「じょうえつ子育て info」、一時預かり室、  
上越市ファミリーサポートセンターの運営受託

## <申込み・問合せ> ウィズじょうえつ

(上越市男女共同参画推進センター)

〒943-0821

上越市土橋 2554 上越市市民プラザ 2階

TEL/025-527-3624 FAX/025-522-8240

E-mail/d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

受付時間: 平日 8:30～17:15

(土・日・祝・市民プラザ休館日

(第3水曜日)を除く)



市ホームページ  
からの申込は  
こちらから

この講座は、上越市が男女共同参画推進センター登録団体に事業を委託しています

企画・運営：認定NPO法人マミーズ・ネット



受付は  
10/7(月)から  
期日前の申込は  
ご遠慮ください

上越市男女共同参画推進センター講座

# 11月26日(火)「共同親権ってなに？」

## 参加申込書

- ◆ 参加ご希望の方は、必要事項を市ホームページ、電話、FAX、メールのいずれかでお申し込みください。申込受付は10月7日(月)からです。
- ◆ お申し込みは「1人につき1申込」をお願いします。
- ◆ 定員については申込順となります。定員を超えた場合は、お断りのご連絡をさせていただきます。

市ホームページ  
からの申込は  
こちらから



ふりがな 氏名	電話番号(日中連絡が取れる番号)	
	FAX番号	
住所		
保育を 希望する場合	お子さんの お名前 ふりがな 年齢( 歳 カ月)・性別( )	特別に配慮すること(あれば記入)
	お子さんの お名前 ふりがな 年齢( 歳 カ月)・性別( )	特別に配慮すること(あれば記入)

※個人情報の利用目的…申込書に記入いただく個人情報は、受講者名簿の作成、必要な場合の連絡以外には使用しません。

### 保育ルームについて(無料)

- ・対象：6か月～就学前
- ・定員：7人(申込順)
- ・申込締切：11月15日(金)

保育希望の方は保育連絡票を送付しますので、「郵便番号」「住所」を必ずご記入ください。

### 欠席連絡について

都合が悪くなり欠席する場合、また保育が不要になった場合は、当センターまでご連絡ください(電話 025-527-3624)。

電話:平日 8:30~17:15 土曜 9:00~17:00  
※土曜は、男女共同参画推進センターはお休みです。  
女性相談の相談員にお伝えください。